

「近江牛」ロゴマーク使用規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人滋賀県畜産振興協会（以下「本会」という。）が特定農林水産物の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づき近江牛の登録団体となったことを契機に、近江牛認証制度におけるロゴマーク（図案）を統一することが、県および関係団体において合意されたので、その使用方法について定める。

(ロゴマーク)

第2条 この規程で定める標準的なロゴマークは、別紙のとおりとする。

(ロゴマークの使用者)

第3条 このロゴマークの使用者は、次号に掲げる近江牛の認証団体（以下「認証団体」という。）とする。

(1) 「近江牛」生産・流通推進協議会

(2) 近江肉牛協会

(ロゴマークの使用の範囲)

第4条 ロゴマークは、認証団体が近江牛に発行する認定書あるいは証明書、宣伝媒体（以下「認定書等」という。）に使用するものとする。

(ロゴマーク使用手続き)

第5条 認証団体は、ロゴマークを使用する認定証等について予め本会与協議するものとする。

(報告等)

第6条 認証団体は、毎年度の認定書等への使用状況を翌年4月末日までに本会に報告するものとする。

(事故、苦情の処理)

第7条 認証団体は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、本会理事会の議決を経て行う。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、近江牛管理委員会の意見を聞き、会長が別に定める。

付 則 この規程は、令和元年6月13日から施行する。

別 紙



滋賀県
Shiga Prefecture

近江牛

OMI-BEEF



JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION
日本
地理的表示
GI

農林水産大臣登録第56号

国に認められた品質そして伝統
Quality and Tradition Recognized
by the Government

地理的表示登録団体
一般社団法人
滋賀県畜産振興協会